

福島駅東口・西口駅前広場管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島駅東口・西口駅前広場（以下「広場」という）を使用する場合の手続及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(広場の使用目的)

第2条 広場は、原則として、旅客公衆及び公共交通の安全性、利便性を保持するために使用するものとする。

(使用者の遵守事項)

第3条 広場を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の使用者や広場周辺の往来、安全及び環境を損なうおそれがある行為
- (2) 広場施設を損傷し、又は汚損するおそれがある行為
- (3) 営利を目的とする催し、活動及びその周知等
- (4) 政治的活動、宗教的活動その他の個人及び特定の団体の主義、主張を広く訴える行為
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある行為
- (6) 広場の景観を損なう市の政策等に関連のない掲示物の掲出等

2 その他定めのない事項については、使用者は広場管理者の指示に従わなければならない。

(広場の占有使用)

第4条 市長は、次に掲げる場合であって、第2条の目的に支障を及ぼさないと認める場合に限り、広場の全部又は一部の占有使用を許可（以下「使用許可」という。）することができる。

- (1) 行政機関又はこれに準じるものの催し、活動及びその周知等
- (2) 行政機関又はこれに準じるものの協賛、後援等を受けた催し、活動及びその周知等
- (3) 公共の用に供することを目的とした催し、活動及びその周知等
- (4) 学校その他団体等による営利を目的としない活動成果の発表及びその周知等
- (5) 広場及び周辺施設における維持管理作業、機材の搬入搬出業務等
- (6) その他市長が特に必要と認めたもの

2 使用許可は、福島市が関与する事業が優先されるものとする。

(使用許可の手続)

第5条 使用許可を受けようとする者は、使用を開始する日の6ヶ月前の1日より15営業日前までに、使用目的、内容、使用期間等を市と協議し、その後使用を開始する日の14営業日前までに、市長の指示する事項を記載した使用許可申請書を、必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。

2 広場の使用時に電気又は水道を使用する場合は、使用を開始する日の14営業日前までに、市長の指示する事項を記載した電気・水道使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 広場における催し等を周知するため、新しい風ふくしま懇談会が管理するまちなかイベントカレンダーに情報を掲載する場合は、使用を開始する日の14営業日前までに、市長の指示する事項を記載したイベントカレンダー登録申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の申請を許可した場合には、使用者に対し広場使用許可書を交付するものとする。

(使用料)

第6条 広場の使用料は、無料とする。

(使用許可の期間)

第7条 広場を連続して使用する期間は、4日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 広場に広告物等を掲示する期間は、8週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の条件)

第8条 市長は、使用許可に際し、広場の管理上必要な範囲内において、条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可に付した条件の変更又は使用許可の停止若しくは取消しを命じることができる。

- (1) 公用又は公共用に供するために必要となったとき
- (2) 第3条各号に掲げる行為を行ったとき
- (3) 使用許可申請書に記載されていない内容の使用があったとき
- (4) 使用許可に付した条件に違反したとき
- (5) 災害その他公益上やむを得ない事由が生じたとき
- (6) 使用許可に係る権利を又貸したとき

2 前項の規定による使用許可の取消し等により、使用者に損害等が生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

(損害賠償等)

第10条 広場の使用に当たり、他の使用者や広場周辺に事故等が発生した場合は、その発生事由が広場施設の瑕疵に起因する場合を除き、使用者が一切の責任を負わねばならない。

2 広場の使用に当たり、広場施設を損傷又は汚損した場合は、市長の指示するところにより、使用者がその損害を賠償し、原状に回復しなければならない。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。